



島根県報

令和5年7月21日（金）

号外第88号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(")	3

告 示

島根県告示第510号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	431号	松江市美保関町森山1087番3地先から同1088番1地先まで	前	メートル 7.70～ 28.80	メートル 114.81	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	12.14～ 48.88	114.81		
県 道	布部安来線	安来市島田町字中山117番1地先から同116番1地先まで	前	8.87～ 15.66	17.70	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	災害復旧工事 拡幅
			後	10.90～ 21.62	17.70		

島根県告示第511号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	本庄福富松江線	松江市新庄町八日1333番15地先から同地先まで	メートル 33.65	令和5年 7月21日	松江県土整備事務所	